

資金移動業者の口座への賃金支払制度について

規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）

Ⅱ 実施事項 3. 投資大国 （2）スタートアップ・イノベーション促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	賃金のデジタル払いの社会実装促進によるキャッシュレス決済の拡大	a 厚生労働省は、賃金のデジタル払いについて、令和6年11月末日時点で申請中の資金移動業者に対して同年度内に速やかに指定を行うことができるよう適切な助言等を行う。 b 厚生労働省は、今後の指定審査を迅速に行う観点から、例えば、賃金デジタル払いの口座の上限超過時又は資金移動業者の破綻時に上限超過額又は保証機関による弁済額を受け入れるための口座（以下「指定代替口座」という。）の有効性を事業者が確認する頻度について、事業者のシステムやサービス内容も踏まえつつ半年から1年程度の合理的な期間ごとであれば指定要件を満たすこと等を明確化する。また、標準処理期間（2か月程度）に含まれない相談による時間も含めて合理的に事業者が手続に要する時間を予測できるよう、指定プロセス全体を明確化する。 c 厚生労働省は、令和5年6月の規制改革実施計画で「制度施行から2年経過後を目途に、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する」とされていることを踏まえ、金融庁と連携し、労働者の賃金の安全性・確実性を担保しつつ賃金のデジタル払いの社会実装を実効的に促進する観点から、以下の各事項の見直しの要否を含め検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を行う。 ①資金移動業者の破綻時の資産保全要件 金融審議会資金決済制度等に関するワーキング・グループにて議論されている、資金移動業者の破綻時における利用者資金の返還方法の多様化が実現した場合、資金決済に関する法律上の資産保全方法において保証会社等による労働者に対する直接返還が可能となり、資金移動業者の破綻時に労働者への迅速な資金返還が担保されることを踏まえ、資産保全要件の廃止又は大幅な緩和を行うこと。その際、破綻時に6営業日以内に労働者に弁済するとの要件についても、併せて見直しを行うこと。 ②指定代替口座の必置要件 外国人を含む銀行口座を持たない労働者であっても賃金デジタル払いの対象とするため、当該労働者の利益を適切に代弁する者の意見を十分に踏まえ、指定代替口座については預貯金口座等に限定するとの要件を見直し、例えば当該外国人が本国に有する銀行口座への送金、ATMによる返還等の代替的手法を認めること。 ③その他の要件 労基法施行規則が定める資金移動業者が技術的能力・社会的信用を有しているか否かの判断において、個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証（プライバシーマーク）を求めないこと、また、賃金デジタル払いの口座からの現金での払出方法においては1円単位での払出要件を廃止し、例えば紙幣単位での払い出しを認めること。	a,b: 措置済み c: 令和7年上期に検討開始、結論を得次第速やかに措置	a,b: 厚生労働省 c: 厚生労働省 金融庁

労働条件分科会における主な意見と具体的な検討の方向性 ①

① 資金移動業者の破綻時の資産保全要件

主な意見	具体的な検討の方向性
● 資産保全要件は、制度創設時に最も重視された事項であり、制度の中核を担うもの。賃金のデジタル払いに関するニーズ調査(労働者調査)でも、安全性への懸念として資金移動業者の破綻を挙げる回答が相当数ある。労働者保護の観点から、6営業日以内に全額弁済する要件は重要であり、堅持すべき。 ● 改正資金決済法で直接返還が追加されたが、具体的な弁済期限は定められていない。現在の指定要件は、賃金支払の安全性・確実性を担保するために重要かつ不可欠な要件であり、維持することが当然。 ● 労働の対価である賃金は生活に欠かせないものであり、賃金支払の安全性や確実性を低下させる見直しは行うべきではない。 ● 中小企業の事業者や労働者のニーズが少なく、現時点で見直しの必要を感じない。 ● 銀行と同程度の資金保全の仕組みは、労働基準法第24条の賃金保護の枠組みの中で考えていく上で重要。 ● 資金移動業者のコスト削減のみを目的に制度見直しすべきでないが、改正資金決済法の施行等を通じて、資金移動業者が破綻しても6営業日以内に債務を全額弁済できる確実な方法が別途存在するのであれば、分科会で議論してもよいのではないか。 ● 要件の緩和は当分様子を見る方向で構わないが、今後、改正資金決済法に基づき、より柔軟なルールの下で運用している場合でも特段の問題がないことが判明してきたら、再度検討を進めても良いと思う。	○ 資金移動業者の破綻等から6営業日以内に全額弁済するための体制を整備する現行の指定要件を維持する。 ○ その上で、指定を受けようとする資金移動業者の検討に資するよう、以下をガイドラインやQ&Aに明確化する。 ・ 破綻後6営業日以内に全額を弁済できる体制が構築されていれば、必ずしも「100万円×最大口座数」の保証を求めないこと及び体制構築の具体例 ・ 賃金のデジタル払いの資産保全措置に係る保証契約は、改正資金決済法に基づく直接返還のための保証契約の要件も同時に満たし得る場合があり、その際は、資金決済法改正前に生じ得たような二重の保証を要しない場合があること

資産保全要件の「保証」について

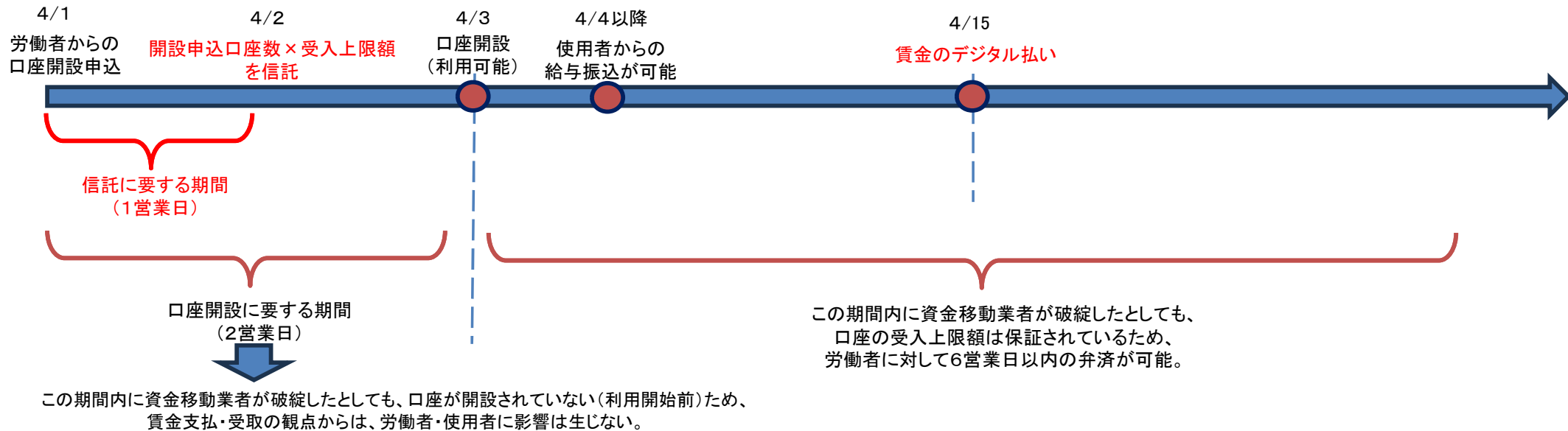
保証機関は、①保証機関が金融機関との契約等により、一時的な資金需要に対応する手段を有していること、②必要となり得る保証額（原則として100万円（受入上限額）に指定資金移動業者口座として設定した最大口座数を乗じた額を想定）が調達可能額（金融機関からの融資及び保証機関における手元資金等）の範囲内であること等が必要である。

* ガイドライン該当箇所を要約

○ 現在のところ、資金移動業者が想定している最大数の口座数を保証するように運用されている。

→ 労働者が口座開設申込してから、指定資金移動業者が口座開設をするまでの間に、指定資金移動業者が受入上限額分の信託を実施した上で、使用者からの給与等の入金が必ず信託日以降になるような仕様も可能であることなどを明確化する。

<体制(措置)イメージ>

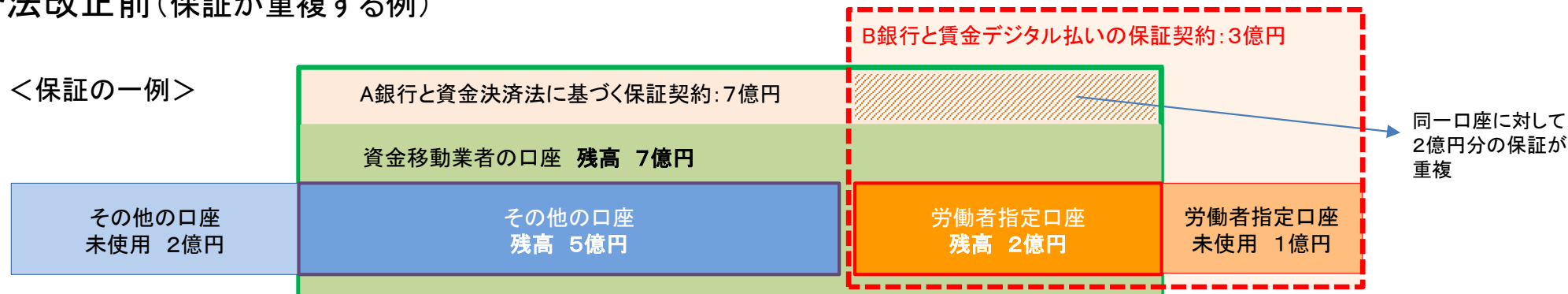


○ 上記のほか、例えば以下のような体制(措置)が考えられる。

- ・ 資金移動業者の口座の中で労働者指定口座(賃金のデジタル払い用の口座)を独立させた上で、受入上限額を100万円未満にしている場合
- ・ 労働者からの口座申込を月次で取りまとめ、指定資金移動業者が新規口座開設をするまでの間に、受入上限額分の保証契約を締結した上で、使用者からの給与等の入金が必ず保証契約の効力発生日以降になるような仕様になっている場合

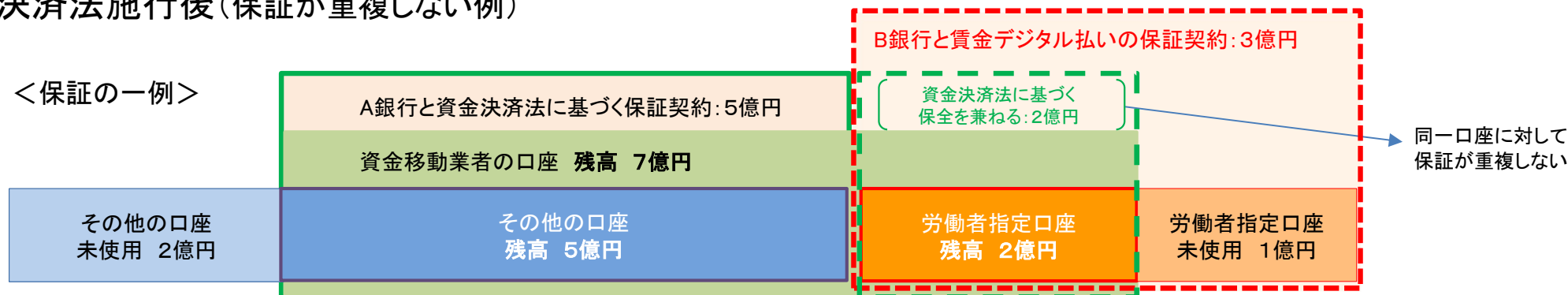
資金決済法に基づく保全と、賃金のデジタル払いの保証契約の例

資金決済法改正前（保証が重複する例）



- 資金移動業者は、資金決済法に基づく資産保全措置を講じるため、口座の残高（労働者指定口座（賃金のデジタル払い用の口座）残高とその他の口座残高の合計額）以上の保全が必要。
- 上の例では、ある資金移動業者の口座残高（7億）に対し、A銀行との契約により残高（7億）以上を保証しており、資金決済法に基づく資産保全義務を満たす。
- 一方、賃金のデジタル払いを行う場合には、破綻等から6営業日以内に全額を弁済するための契約として、別途の保証契約が必要（上図の例ではB銀行との契約）。この場合、資金決済法に基づく保全と、労働者指定口座残高に係る保証とが一部重複する。

改正資金決済法施行後（保証が重複しない例）



- 賃金のデジタル払いの保証契約は、利用者への6営業日以内の直接返還を実現できる保証契約であり、改正資金決済法に基づく直接返還の要件も同時に満たし得る。上の例では、A銀行の保証契約と、B銀行の保証契約の両方で保証される額の合計が、資金移動業者の口座残高（7億）を上回っていれば、資金決済法に基づく保全措置は行われていることになる（※）。
- この場合、資金移動業者の視点からみると、資金決済法改正前の資産保全措置と比較し、同一口座に対する重複保証が不要となる。

（※）B銀行との保証契約が労働者指定口座のみを対象とする契約の場合、上図のように破綻後の保証額において、労働者指定口座未使用分の1億円が発生していたとしても、その他の口座残高の返還には利用することができない。一方、資金移動業者、保証等を担う者及び利用者間の契約内容によっては、例えば、B銀行との保証契約が、同一の契約中で、労働者指定口座残高とその他の口座残高の両方の弁済に用いることができる契約である場合、上図における労働者指定口座の未使用分の1億円分は、各事業者において実務上の課題にも留意する必要があるが、その他の口座残高の保証として用いることが理論上可能。なお、この際、資金移動業者においては、労働者指定口座の未使用分の金額の多寡に関わらず、その他の口座残高に対する保全が不足することのないように契約する必要がある。

② 指定代替口座の必置要件

主な意見	具体的な検討の方向性
● 資金移動業は銀行預金とは異なり資金の滞留を前提とした業態ではないと認識。賃金のデジタル払い制度では受入上限額が設定されている点を踏まえ、受入上限額を超えた場合の受入先として預貯金口座等の登録を求める要件は維持すべき。 ● 預貯金口座の開設に当たっては、マネー・ローンダリングやテロ資金供与を防ぐ観点から必要な規制が設けられていると認識。外国人労働者の方には、実態として支障が生じておらずニーズも無いことから、要件の見直しは不要。 ● ATMによる受取サービスについて、受取上限や受取期限が設定されている等、預貯金口座とは取扱いが全く異なるものという認識。受入上限額を超えた場合の超過分全てを受け取れなくなるなどの弊害が考えられることから、見直しは認められない。	○ 労働者の賃金の安全性・確実性を担保する観点から、指定代替口座について預貯金口座等に限定している現行の指定要件を維持する。 ○ その上で、これまでも厚生労働省において、労働者等に対し制度の潜在的な利用意向等の把握を進めてきたが、引き続き、多様な労働者のニーズを把握するため、外国人も含めた調査を実施するなど、制度のきめ細かな状況把握に努める。

③ その他の要件（個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証、1円単位での払出）

主な意見	具体的な検討の方向性
● 個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証と、1円以上1円単位での現金化の指定要件については、元々、制度創設時に、銀行口座と同等又は同程度の労働者保護が図られるようにするという方向性が確認された上で設けられたものであり、賃金の確実な支払確保のために重要な要件であると認識。 ● 仮に、第三者機関による認証の範囲を見直すという場合であっても、プライバシーマーク又はISMS認証と同水準の認証であることを確実に担保することが必要。 ● 1円単位での払出要件は、通貨払いの原則を踏まえ、賃金のデジタル払い制度を通じて賃金を受け取る場合でも現金化できることを保証した上で、その単位を銀行並びで1円単位としたものであると認識。賃金のデジタル払い制度だけ異なる単位とする事情も無いことから、本要件は維持すべき。	（個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証） ○ 資金移動業は銀行業と異なり、他業との兼業禁止規制がない中で賃金の受取・決済・送金といった個人情報が扱われることを踏まえ、引き続き、個人情報の取扱いに係る第三者機関の認証を求めることとした上で、プライバシーマーク又はISMS認証に準じた認証(※)も認める。 (※) プライバシーマークと同様、日本産業規格(JIS Q 15001)及び個人情報保護法令に即した保護措置を講ずる体制を整備していることの認証。 （1円単位での払出） ○ 労働者の利便性の確保や、他の賃金支払手段の払出の状況を踏まえ、1円単位での払出要件を維持する。 ○ その上で、提供する払出方法の全てにおいて1円単位での払出が求められるものではなく、預貯金口座への出金等、1円単位で払出が可能な手段を1つ以上有していることで足りることについて、Q&Aに明記し資金移動業者に周知する。

参考資料①
指定要件に関する補足資料

資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和7年6月13日公布） 関係箇所の概要

資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化

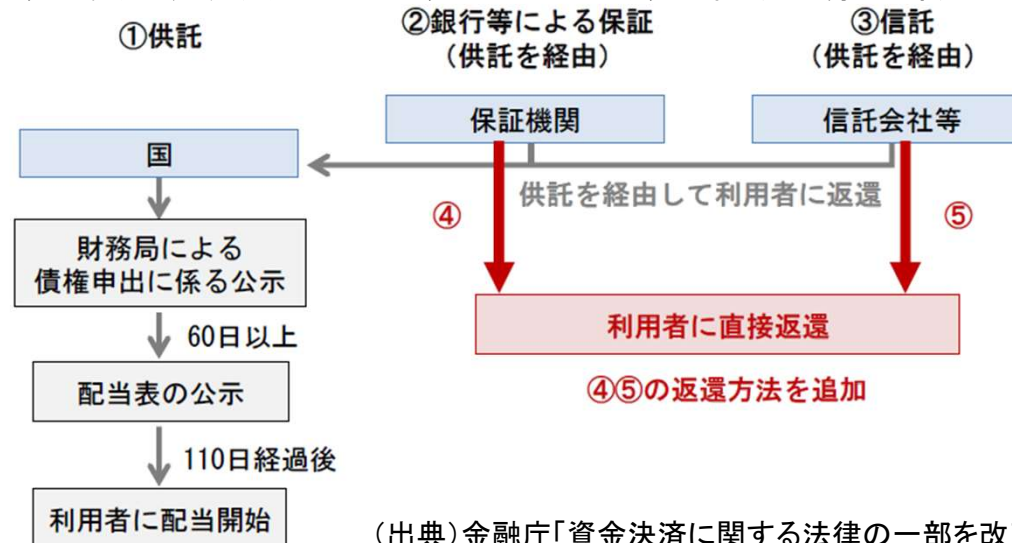
- 従来の供託、銀行等の保証機関による保証（返還は供託を経由）、信託（返還は供託を経由）に、「**銀行等の保証機関による直接返還**」及び「**信託会社等による直接返還**」を追加するもの。なお、以下の契約が締結された場合であっても、内閣総理大臣は、利用者の利益保護のために必要があると認めるときは、資金移動業者、履行保証人適格者や信託会社等に対して供託命令を下すことができる。
- **銀行等の保証機関による直接返還**には、以下の2つのうち、いずれかの契約締結が必要となる。
 - ・ 資金移動業者が、履行保証人適格者（次ページ参照）と履行保証人債務引受契約（※1）を締結すること。
 - ・ 履行保証人適格者が、資金移動業者からの委託を受け、利用者と履行保証人保証契約（※2）を締結すること。
- **信託会社等による直接返還**には、以下の契約が必要となる。
 - ・ 資金移動業者が、信託会社等と履行保証金弁済信託契約（※3）を締結すること。
- 資金移動業者がこれらの契約を金融庁（財務局）に届け出たときは、当該契約に基づき引き受けることとされている債務の額について、供託をしないことができる（改正前の資金決済法において認められている保全方法（履行保証金保全契約、履行保証金信託契約）においても同様）。

（※1）履行保証人適格者が、資金移動業者の利用者が保有する残高に係る債務を引き受ける旨の契約

（※2）資金移動業者の利用者が保有する残高に係る債務を保証する旨の契約

（※3）利用者が保有する残高に係る債務の弁済に信託財産を充ててことを目的として、信託会社等が信託財産の管理等をすべき旨の信託契約

<改正資金決済法における改正イメージ（改正箇所は赤字部分）>



資金決済法の履行保証人適格者について

- 改正資金決済法においては、資金移動業者が破綻時の利用者資金の返還方法として「保証機関による直接返還」を選択する場合、直接返還に係る契約の当事者となる保証機関を「履行保証人適格者」に限定している(※)。

(※)「履行保証人適格者」に限定しているのは、従来からある、供託を経由して利用者に返還する保証と同等の措置

- 履行保証人適格者の範囲や要件については資金決済関係法令で規定されているが、銀行や保険会社など、各業法に基づき免許・認可等を要し、財務基盤の安定性等について監督当局からのモニタリングを受けている機関が該当する。

履行保証人適格者の範囲（資金決済に関する法律施行令で規定）

- ・ 銀行等（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫などの預金取扱金融機関）
- ・ 保険会社（生命保険会社、損害保険会社、外国生命保険会社、外国損害保険会社、引受社員）
- ・ 指定受託機関(※)

(※) 資金移動業など利用者保護のための資産保全措置義務が課せられている事業者からの委託に基づき、資産保全業務を行う機関。業務を行うには割賦販売法に基づく指定が必要。日本割賦保証株式会社、互助会保証株式会社の2社が該当。

履行保証人適格者が満たすべき要件（資金移動業者に関する内閣府令で規定）

- ・ 銀行等 : 銀行等の種別に応じた単体自己資本比率を上回っていること
- ・ 保険会社 : 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(※)が一定以上であること

(※) 通常の予測を超えるリスクに対して、どの程度「自己資本」・「準備金」などの支払余力を有するかを示す健全性の指標（ソルベンシー・マージン比率）

賃金のデジタル払いの指定要件と、資金決済法令等の改正内容との比較

- 資金移動業者の破綻時等の資産保全の仕組みについて、現行の労働基準法施行規則（労基則）及びガイドライン（資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン）における賃金のデジタル払いの指定要件と、資金決済法令等の改正内容との対応関係（破綻時に直接返還が行われる場合の要件）は、以下のとおり。

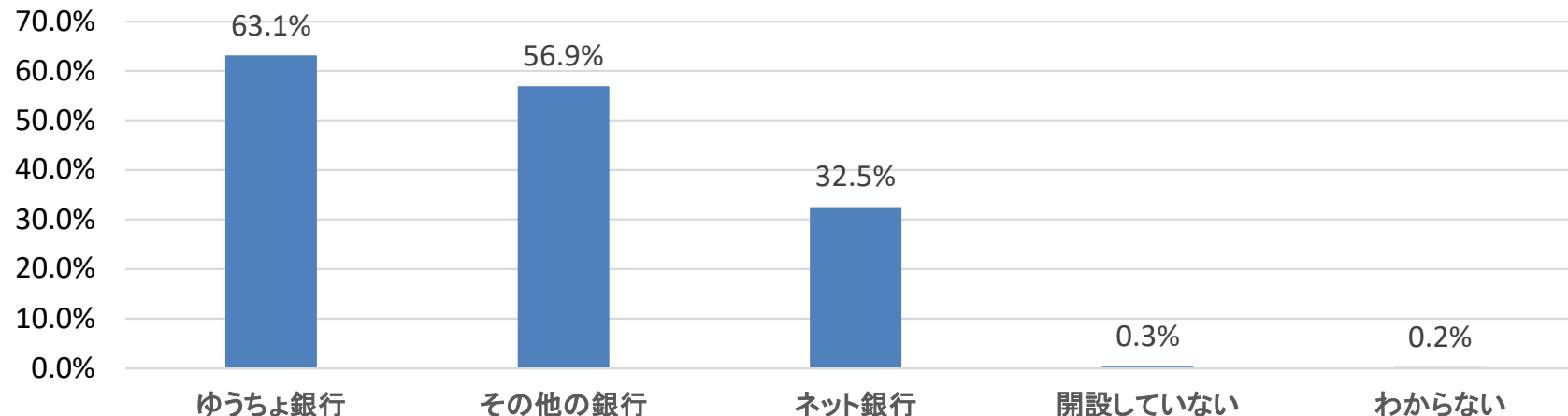
項目	賃金のデジタル払いの指定要件	資金決済法令等の改正内容
(1)破綻時の弁済期限	・労働者に対して<u>速やかに</u>弁済を行う仕組みを有すること（労基則） ・「速やかに」とは、指定資金移動業者の破産手続開始の申立日又は労働者から請求があつてから、<u>6営業日以内</u>であること（ガイドライン）	・利用者に対して<u>速やかに</u>弁済を行うこと（資金移動業者に関する内閣府令） （注）事務ガイドラインにおいて具体的な弁済期限は記載されていない。
(2)弁済を担う者の範囲	・労働者への速やかな弁済を保証する要件を満たす限り、その主体は<u>限定されない</u>が、保証機関と指定資金移動業者の資本関係や経済的な相互依存関係等も含め総合的に考慮の上、適否を判断（ガイドライン）	・<u>履行保証人適格者及び信託会社等に限定</u>（資金決済法及び同法施行令）
(3)弁済を担う者における口座情報等の事前入手	・破綻時に弁済する指定代替口座の情報や、労働者指定口座の残高全額に係る債務情報について、<u>あらかじめ定期的に指定資金移動業者から入手すること</u>（ガイドライン）	・特段の措置は規定されていない
(4)人員等の体制確保	・労働者の口座情報の把握・更新や労働者への弁済が適切かつ迅速に行える<u>体制が保証機関にあること</u>（ガイドライン）	・特段の措置は規定されていない
(5)必要な保証額の対応確保	・保証機関が金融機関との契約等により、<u>一時的な資金需要に対応する手段を有していること</u> ・必要となり得る保証額（原則として100万円（口座受入上限額）に最大口座数を乗じた額を想定）が調達可能額の範囲内であること（ガイドライン）	・特段の措置は規定されていない

※賃金のデジタル払い制度では、上記の要件について厚生労働省が審査を行った上で事業者を指定。資金決済法に基づく直接返還契約は、当該契約を金融庁（財務局）に届けたときは、当該契約に基づき引き受けることとされている債務の額について、供託をしないことができる仕組みとされている。（供託の免除にあたっては、届出の受理の際に、金融庁（財務局）において、直接返還に係る契約の内容が法令に定める要件を充足していること等の形式的確認を行う。）

外国人に対する預貯金口座の開設について

- 預貯金口座を開設する場合、当該口座がマネー・ローンダリングやテロ資金供与に利用されないことがないよう、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、利用者の情報(住所、氏名、在留資格・在留期間、勤務実態、取引目的等)を確認することとしている。
- 外国人に対して利用者情報を確認するにあたっては、一般的には在留カード、マイナンバーカード、運転免許証等の提出を求めている。これらの法令・実務上の取扱については、資金移動業者の口座開設に当たっても同様。
- 日本国内の企業で働く外国人労働者の場合、上記の必要書類が揃えば、日本国内の居住期間に関わらず、預貯金口座の開設が可能。
- 労働者以外(留学生のアルバイトを含む)の外国人の場合であっても、必要書類が揃えば口座開設が可能。ただし、日本入国後6か月未満の場合、口座開設は可能(※)だが、国内送金が国際送金として取り扱われる等、預貯金口座の機能に一部制限が加わる(日本円の出入金は可能)。
(※)銀行によっては、日本入国後6か月未満の場合には口座開設不可としている場合もある。
- なお、金融庁から金融機関に対しては、外国人顧客対応の優良事例・留意事項等をまとめた資料を周知し、多言語対応の充実や外国人顧客対応に係るマニュアル等の整備等を求めるなど、外国人の口座開設等に関する取組を推進している。

(参考)在留外国人の預貯金口座の開設状況



(出典)株式会社サベイリサーチセンター2023 第三回在留外国人総合調査「在留外国人の金融機関利用について」(複数回答)
※20歳以上の在留外国人を対象とするモニター調査(有効回答数1,042)。

外国人顧客の口座開設等に関する金融庁の取組の全体像

■外国人材や外国人材の受入れ企業等への周知活動

外国人顧客の口座開設等の金融サービス利用の利便性向上が一層図られるよう、外国人材や外国人材の受入れ企業等に対する周知活動を実施している。具体的には、外国人材向けパンフレット(16か国語)や外国人材の受入れ関係者(企業・大学等)向けパンフレットの配布を通じ、口座開設や送金利用時の留意点の周知に取り組んでいる。

■金融機関への要請等

金融機関に対し、現場の顧客ニーズや課題を把握した上で、PDCAを回して創意工夫を行うよう、継続的に要請を行っており、外国人顧客対応の優良事例、留意事項をまとめた資料を作成・公表して周知している。具体的には、多言語対応の充実や、外国人顧客対応に係るマニュアル等の整備及び営業店への周知徹底といった対応を求めており、金融庁として、各行のより一層の取組みを推進していく。

各種パンフレット等

中長期在留予定の
外国人材向け(16か国語※) 外国人材の
受入れ関係者向け

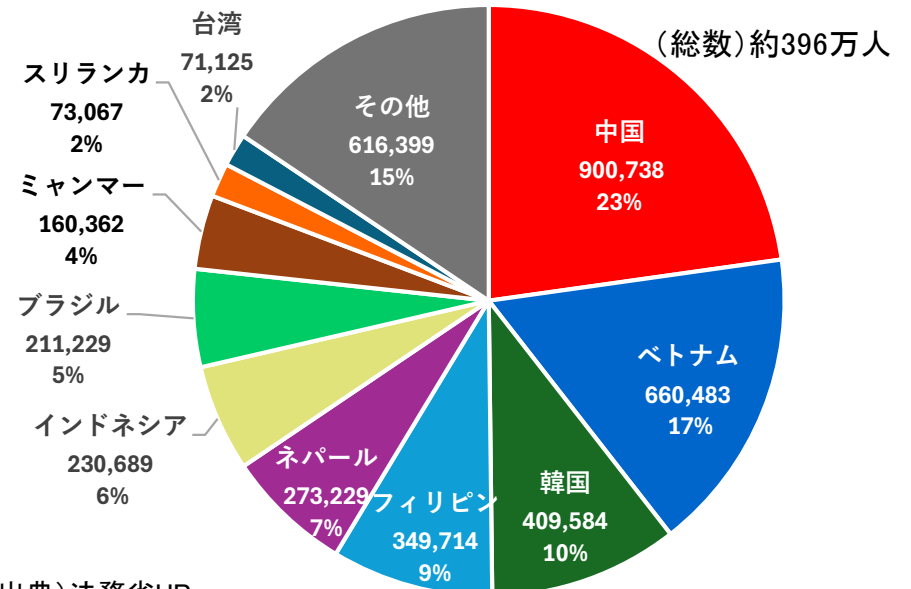


金融機関向け



※16か国語の内訳は以下のとおり。・日本語(やさしい日本語を含む)・英語・中国語・韓国語
・ポルトガル語・タイ語・フィリピン語・インドネシア語・スペイン語・ネパール語
・ミャンマー語・モンゴル語・ベトナム語・クメール語(カンボジア語)・トルコ語・ウクライナ語

国籍・地域別 在留外国人数(令和7年6月末)



(出典)法務省HP

外国人労働者の支援を行う団体等へのヒアリングについて

- 令和7年11月～12月に、外国人労働者の雇入れ支援、外国人住民の生活支援等を行っているNPO法人、公益財団法人、登録支援機関、地方自治体等に対して、
 - ・外国人労働者が銀行口座を開設する際の不満・困難、
 - ・外国人労働者への賃金支払に際しての企業側の対応・工夫等の把握有無や事例についてのヒアリングを実施（回答数：14）。

<ヒアリング結果(サマリー)>

- 外国人労働者が銀行口座を開設するに際して、「日本語が分かる人と再訪する必要がある」、「外国人の口座開設に1日の受付件数制限がある」等の理由で、困難や不満を感じている事例が一定数あることが確認された。
- 一方、外国人労働者を雇い入れている企業等が、当該外国人労働者の銀行口座開設の伴走支援を行っている事例も見られ、ヒアリングでは、外国人労働者が最後まで銀行口座開設に至らなかったケースは、ほとんど確認されなかった。
- また、資金移動業者を通じた送金・決済については、外国人も一定のニーズを有する可能性はある一方、外国人労働者が資金移動業者の口座を利用するに当たり、事業者のウェブサイトが多言語対応していない等、情報の入手や手続のしやすさに関する課題が確認された。

外国人労働者の支援を行う団体等へのヒアリングについて

質問項目	主な意見
① 外国人労働者(技能実習生や留学生によるアルバイト等を含む。以下同様。)が銀行口座を開設するに際して困難や不満を感じる事例を把握しているか	○ 困難や不満を「よく聞く」と回答した団体等は3件(回答があった団体等の約2割) ○ 具体例としては、 ・ 銀行の窓口における外国語での対応が困難な場合、日本語が分かる人と再訪する必要が生じるケースがある(2件) ・ 外国人による口座開設に1日の受付件数制限がある等のケースがあり、口座開設に時間を要することがある(2件) ・ 入国してから6か月未満の非居住者であることを理由に、ある銀行で口座開設を断られた(2件) ○ 日本人と比べて不便があるとの話は聞いが、最終的に口座を開設できなかったという話は聞いたことがない(2件)
② 外国人労働者の銀行口座開設が困難な場合に、賃金支払にあたって、企業側がどのような対応・工夫をしているか	○ 利用者の母国語と日本語が話せる職員を銀行窓口へ同行させる対応を行っている(4件) ○ 企業から銀行へ口座開設希望者の情報を連携する等、銀行と提携して口座開設を支援している(3件)
③ 外国人労働者が〇〇Pay等を利用している事例を把握しているか(又は〇〇Pay等で賃金を受け取ることを希望しているか)	○ 外国人労働者が日常的に〇〇Pay等を利用しているかどうか、把握していない(11件) ○ 企業側が賃金の受取を銀行振込としているため、賃金のデジタル払いが利用できない(2件) ○ 母国でキャッシュレス決済が普及している外国人はデジタルスキルが高く、賃金のデジタル払いもニーズは高いと思われる(1件)
④ 〇〇Pay等の資金移動業者の口座を初めて利用する際の口座開設手続きについて、外国人労働者が困難や不満を感じる事例を把握しているか	○ トラブル時、問合せ窓口が日本語のみで、外国人の悩みが解決しにくい(3件) ○ スマホアプリでの本人確認時に、在留カードの読み取りに失敗するケースが多い(写真撮影の不備、カード上の氏名と入力するカナ氏名の不一致等)(2件) ○ 多言語対応されていても、直訳的で意味が理解しづらいことがある(2件) ○ 日本の銀行口座やクレジットカードの保有が前提とされており、銀行口座開設で苦労している場合、〇〇Payの一部の機能しか利用できないことがある(1件)
⑤ その他	○ 携帯電話等の契約に際し銀行口座が必要となることから、早期の口座開設に対するニーズが高く、来日の翌日に口座開設の手続きを行っている ○ オンライン手続きは、氏名が長いと、文字数制限や誤入力等が原因で、口座開設が困難な場合がある

個人情報取扱いに関する銀行と資金移動業者の比較

銀行	資金移動業者
根拠: ・個人情報の保護に関する法令 ・銀行法施行規則 ・個人情報保護法についての各種ガイドライン ・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン ・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針 ・主要行等向けの総合的な監督指針	根拠: ・個人情報の保護に関する法令 ・資金移動業者に関する内閣府令 ・個人情報保護法についての各種ガイドライン ・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン ・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針 ・事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係)
● 府省令(銀行については銀行法施行規則、資金移動業者については資金移動業者に関する内閣府令において同様の記載)、個人情報保護法令、各種ガイドラインにおいて、①個人データの安全管理に係る基本方針等の策定、②個人データの安全管理措置に係る実施体制の整備、③第三者提供の制限 等が求められている。 ● 監督指針、事務ガイドラインにおいても、上記に基づく適切な取扱いを確保するための監督における着眼点、監督手法・対応(銀行法・資金決済法に基づく報告徴収、業務改善命令、業務停止命令等)について同様の記載となっている。	

個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証について

- 個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証で代表的なものとしては、「プライバシーマーク」と「ISMS認証」があり、現行の資金移動業者の口座への賃金支払制度においても、このいずれかの認証を取得することが指定要件となっている。
- これらの認証に加え、個人情報の適正な取扱いに向けた取組を行う一部の団体においては、事業者が日本産業規格（JIS Q 15001）、個人情報保護法令等に即した保護措置を講ずる体制を整備しているか審査の上、個人情報の取扱いに係る第三者機関認証を行っている。

（日本産業規格（JIS Q 15001）及び個人情報保護法令等を適用基準とする第三者機関認証の例）

	プライバシーマーク	JAPiCOマーク
認証機関名	（一財）日本情報経済社会推進協会	（一社）日本個人情報管理協会
適用基準	・JIS Q 15001（個人情報マネジメントシステム－要求事項） ・個人情報の保護に関する法律 ・個人情報の保護に関するガイドライン 等	・JIS Q 15001（個人情報マネジメントシステム－要求事項） ・個人情報の保護に関する法律 ・都道府県の個人情報に関する条例 ・業界ガイドライン
審査機関	独立した第三者機関である「プライバシーマーク指定審査機関」	個人情報監査士試験に合格し協会が認証した審査員
認証までの流れ	・申請受付 ・文書審査 ・現地審査 ・必要に応じて改善指導 ・審査会で最終判定	・申請受付 ・文書審査 ・現地審査 ・必要に応じて改善指導 ・審査会で最終判定
認定の有効期間	2年	2年

（出典）各種公表資料等を基に、厚生労働省労働基準局賃金課において作成

1円単位での払出（現金化）について

- 口座残高の払出（現金化）に際しては、ATM等の利用や預貯金口座等への出金等の手段を通じて、1円単位でできることを指定要件としている。

（※）提供する払出方法の全てにおいて1円単位での払出が求められるものではなく、1円単位で払出が可能な手段を1つ以上有していることで足りる。

- 銀行等の場合、換金の方法、手数料は各業者により異なるものの、口座開設時の預金契約（消費寄託契約）に基づき、預金者から返還請求があった時は、その請求と同額の金銭を返還することができるとされている。また、実務においても、実店舗を有する銀行では窓口等を通じて1円単位で払出をすることができ、ネット銀行等の実店舗を有さない銀行においても、他行への振込等を通じて、口座残高を1円単位で払い出すことができる。
- 証券総合口座の場合は、労働基準法施行規則に基づき賃金の支払を行う場合は、1円単位での払出ができることを要件としている。

<参考：換金性についての比較>

	銀行その他金融機関	資金移動業者	証券会社
換金の方法	・銀行窓口での受取 ・銀行ATM等での引出し	・提携先店舗での受取 ・銀行口座に送金後、銀行ATM等で引出し ・提携金融機関のATMでの引出し	・証券会社窓口での受取 ・銀行口座への送金後、銀行ATM等での引出し ・提携金融機関のATMでの引出し
手数料	無料～一定額	無料～一定額	無料～一定額

上記は代表的なものであり、換金の方法、手数料については各機関、各業者により異なる。

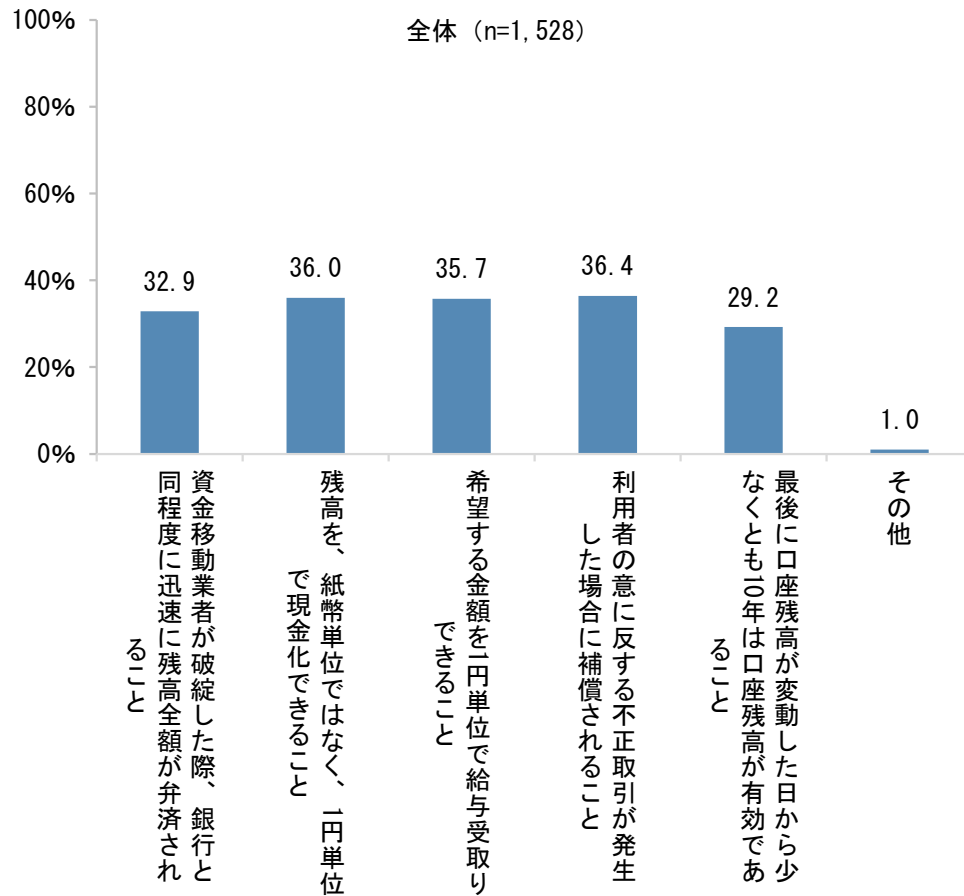
※ 証券総合口座については、賃金の払込みを行う場合、「払戻しが、その申出があった日に、1円単位でできること」を要件としている（労働基準法施行規則第7条の2第1項第2号ハ）。

令和7年度 賃金のデジタル払いに関するニーズ調査（労働者調査）

賃金のデジタル払いの利用に当たり重視する点

Q : あなたが賃金のデジタル払いを利用するに当たって重視する(した)点を教えてください。(複数回答を含む)

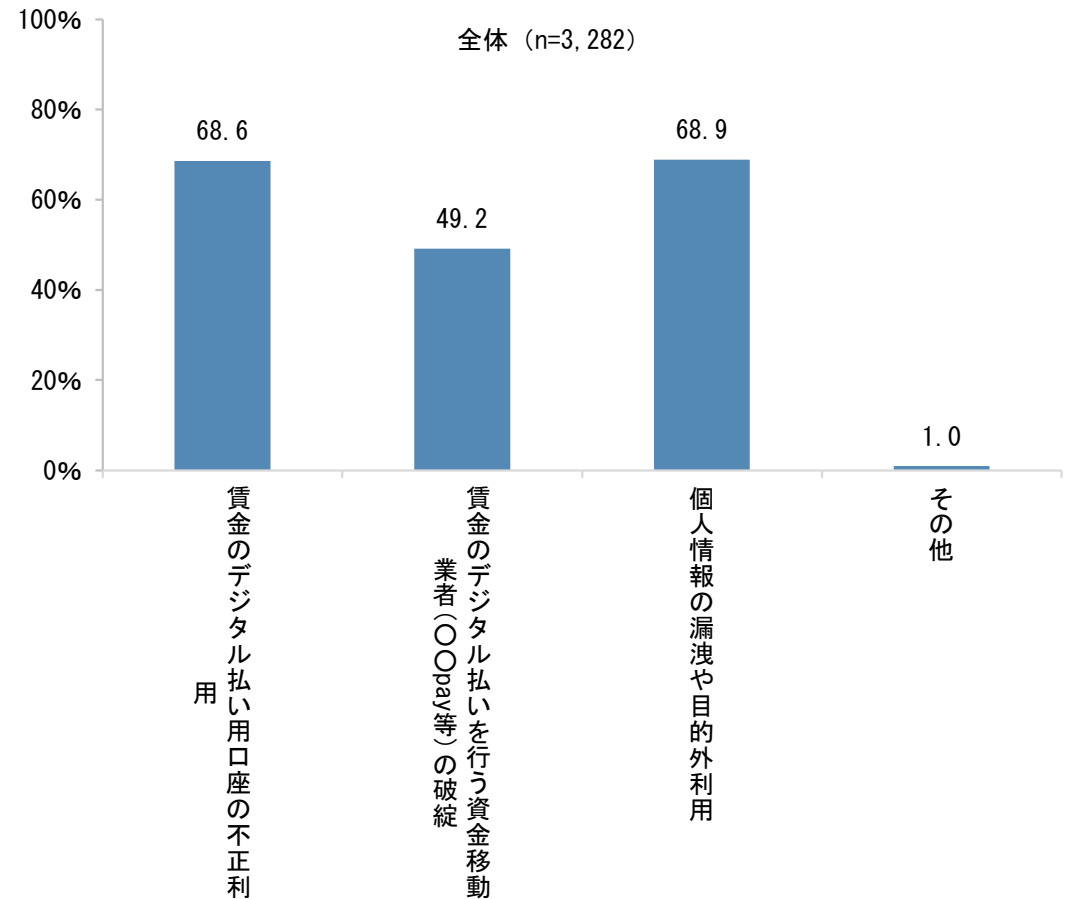
(※) 賃金のデジタル払いの利用意向として、「既に利用している」「今後利用したい」と回答した方への質問。



賃金のデジタル払いの安全性で不安な点

Q : 安全性に関し、具体的にどのような点について、不安を感じますか。(複数回答を含む)

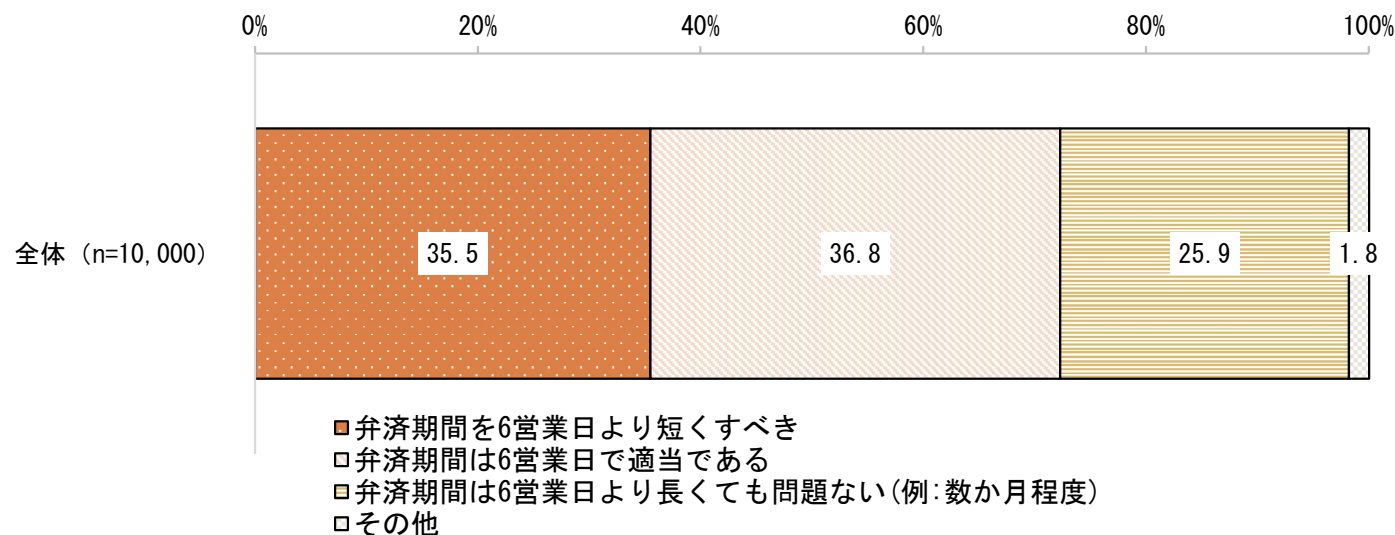
(※) 賃金のデジタル払いの懸念点として、「安全性に不安がある」と回答した方への質問。



令和7年度 賃金のデジタル払いに関するニーズ調査（労働者調査）

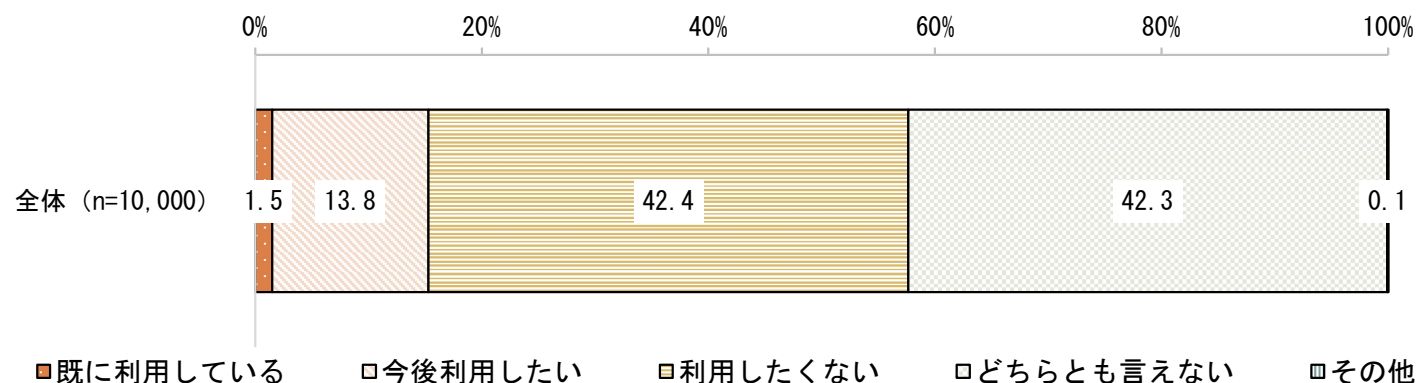
資金移動業者破綻時の弁済期間についての考え

Q : 賃金のデジタル払いを行う資金移動業者は、破綻時に、原則として6営業日以内に口座残高全額について弁済できる体制を整備することとされています。この弁済期間について、あなたのお考えを教えてください。



賃金のデジタル払いの利用意向

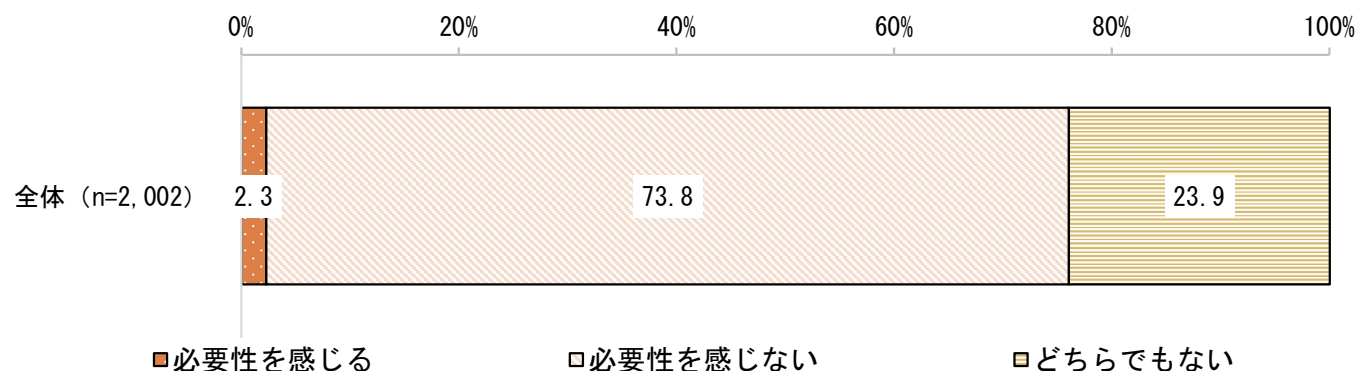
Q : 賃金のデジタル払いによる〇〇pay等の口座での賃金の受け取りの利用意向について教えてください。



令和7年度 賃金のデジタル払いに関するニーズ調査（企業調査）

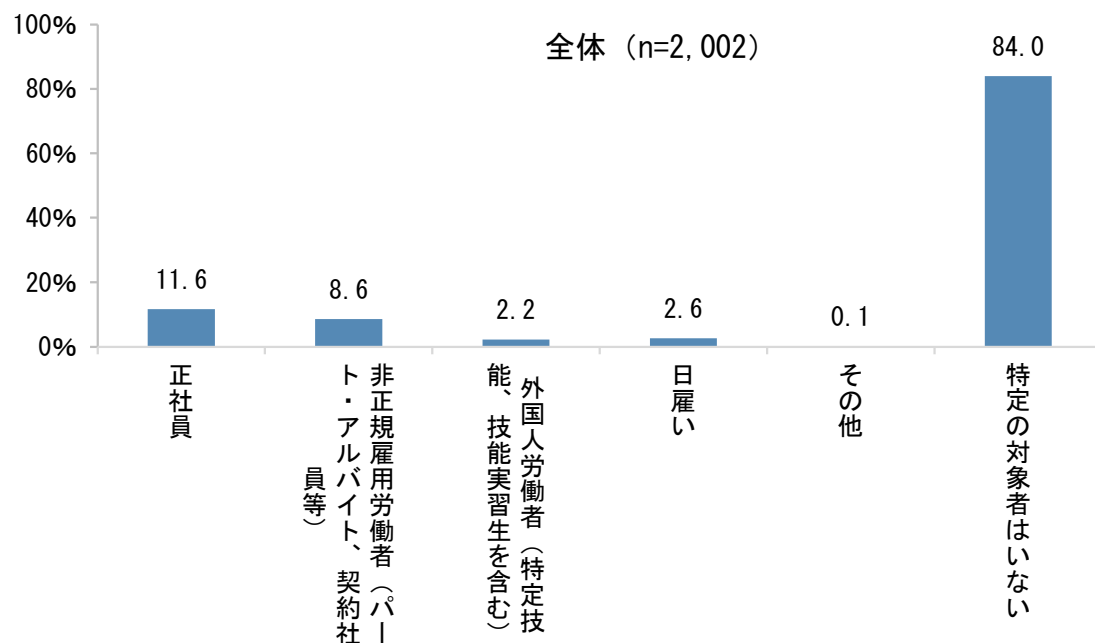
賃金のデジタル払いの必要性

Q：貴社において、賃金のデジタル払いは必要性を感じますか。



賃金のデジタル払いを活用したい雇用形態・対象者

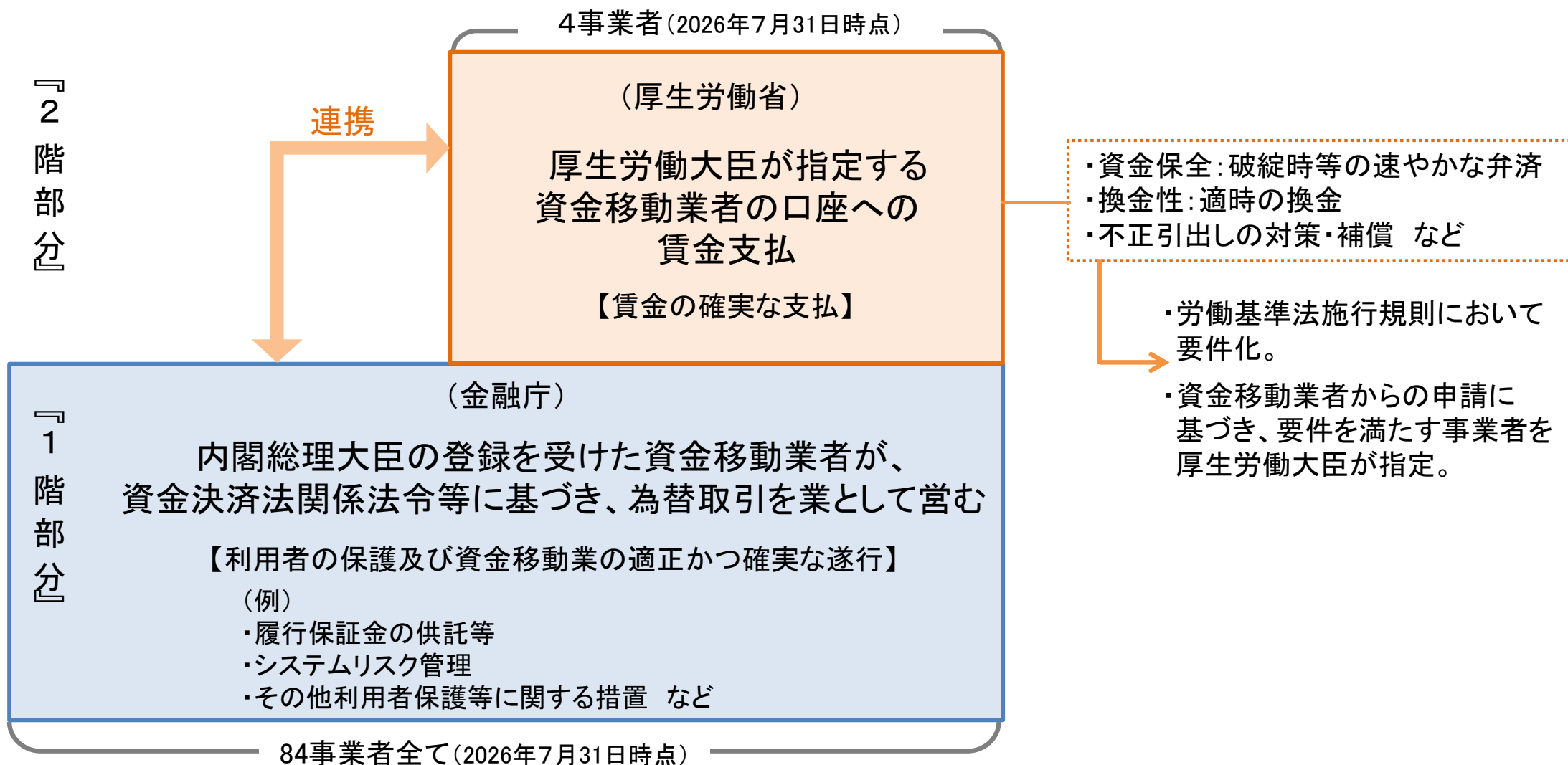
Q：貴社において、賃金のデジタル払いを特に活用したいと考える雇用形態や対象者がいれば教えてください。（複数回答を含む）



参考資料②
資金移動業者の口座への賃金支払いに
関する規制等

賃金支払が認められる資金移動業者の概念図

- 資金決済法等に基づき、「利用者の保護及び資金移動業の適正かつ確実な遂行」の観点から、全ての資金移動業者に必要な規制がなされている(『1階部分』)。
- 資金移動業者の口座への賃金支払については、『1階部分』に加えて、労働基準法施行規則に基づき、「賃金の確実な支払」を担保するための要件を満たす一部の資金移動業者のみに限定(『2階部分』)。



資金移動業者の口座への賃金支払の制度の概要

(1) 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について(2)の方法によることができるものとする。

※銀行口座への振込、一定の要件を満たす証券総合口座への払込は、引き続き可能。

※資金移動業者の口座への賃金支払について、使用者が労働者に強制しないことが前提。

(2) 次の①～⑦の全ての要件を満たすものとして、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への資金移動

(指定の要件)

① 口座残高上限額を100万円以下に設定又は100万円を超えた場合でも速やかに100万円以下にするための措置を講じていること。

※口座残高100万円超の場合に資金を滞留させない体制整備が資金決済法に基づき資金移動業者に求められていることや、②の資金保全スキームにおいて速やかに労働者に保証できる額は最大100万円と想定していることを踏まえ、破綻時にも口座残高が全額保証されることを担保するための要件。

② 破産等により資金移動業者の債務の履行が困難となったときに、労働者に対して負担する債務の全額を速やかに労働者に保証する仕組みを有していること。

③ 労働者に対して負担する債務について、当該労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰すことができない理由により当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。

④ 最後に口座残高が変動した日から少なくとも10年は口座残高が有効であること。

⑤ 現金自動支払機(ATM)を利用すること等により口座への資金移動に係る額(1円単位)の受取ができ、かつ、少なくとも毎月1回は手数料を負担することなく受取ができること。また、口座への資金移動が1円単位でできること。

⑥ 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。

⑦ ①～⑥のほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

(3) 厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者は、①～⑦の要件を満たすことを示す申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。厚生労働大臣は、指定を受けた資金移動業者(指定資金移動業者)が①～⑦の要件を満たさなくなった場合には、指定を取り消すことができる。

指定要件に関する参照条文

◎労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)

第七条の二 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。ただし、第三号に掲げる方法による場合には、当該労働者が第一号又は第二号に掲げる方法による賃金の支払を選択することができるようにするとともに、当該労働者に対し、第三号イからへまでに掲げる要件に関する事項について説明した上で、当該労働者の同意を得なければならない。

一～二 (略)

三 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号。以下「資金決済法」という。)第三十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業(以下単に「第二種資金移動業」という。)を営む資金決済法第二条第三項に規定する資金移動業者であつて、次に掲げる要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた者(以下「指定資金移動業者」という。)のうち当該労働者が指定するものの第二種資金移動業に係る口座への資金移動

イ 賃金の支払に係る資金移動を行う口座(以下単に「口座」という。)について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の額が百万円を超えることがないようにするための措置又は当該額が百万円を超えた場合に当該額を速やかに百万円以下とするための措置を講じていること。

ロ 破産手続開始の申立てを行つたときその他為替取引に関し負担する債務の履行が困難となつたときに、口座について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の全額を速やかに当該労働者に弁済することを保証する仕組みを有していること。

ハ 口座について、労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰することができない理由で当該労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することが困難となつたことにより当該債務について当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。

ニ 口座について、特段の事情がない限り、当該口座に係る資金移動が最後にあつた日から少なくとも十年間は、労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することができるための措置を講じていること。

ホ 口座への資金移動が一円単位でできるための措置を講じていること。

ヘ 口座への資金移動に係る額の受取について、現金自動支払機を利用する方法その他の通貨による受取ができる方法により一円単位で当該受取ができるための措置及び少なくとも毎月一回は当該方法に係る手数料その他の費用を負担することなく当該受取ができるための措置を講じていること。

ト 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。

チ イからトまでに掲げるもののほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン (令和5年3月8日 厚生労働省労働基準局賃金課) (抜粋)

1 口座残高を100 万円以下にするための措置(規則第7条の2第1項第3号イ)

(1) 措置の内容

①労働者指定口座の資金に係る受入上限額を100 万円以下の額に設定していること、又は、②当該資金が100 万円を超えた場合の超過分等の送金先となる労働者の預貯金口座又は証券総合口座(以下併せて「預貯金口座等」という。)を労働者があらかじめ指定しておき、当該資金が100 万円を超えた場合に、指定資金移動業者が当日中に労働者指定口座から労働者が指定する預貯金口座等(以下「指定代替口座」という。)への送金を行うことで当該資金を100 万円以下とするように措置を講じていることが必要である。

(2) 指定代替口座に関する留意点

指定代替口座は、預貯金口座等に限ることとし、他の資金移動業者口座を送金先として指定することは認められない。また、預貯金口座等は労働者本人名義のものに限る。指定代替口座として、例えば、銀行口座を指定する場合には、銀行法(昭和2年法律第21号)の規定に基づく銀行の口座である必要があり、同法の規定に基づく免許を受けていない外国の銀行の口座を指定することは認められない。

2 破綻時等の資金保全の仕組み(規則第7条の2第1項第3号ロ)

(1) 措置の内容

ウ 弁済の期限

(略)「速やかに」とは、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等が行われた上で、労働者が当該指定資金移動業者(中略)又は保証機関に弁済を請求してから6営業日以内(労働者からの請求を要せずに弁済が行われる場合には、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等が行われてから6営業日以内)であることをいう。そのため、保証機関においては、指定資金移動業者の破綻時等に保証機関が弁済を行う指定代替口座の情報(名義人、口座番号)や労働者指定口座の口座残高全額に係る債務の情報等について(中略)平時から必要な情報を整理しておき、破綻時等には6営業日以内に確実に弁済できる体制を確保しておくことが必要である。

(2) 保証機関の範囲等

保証機関としては、銀行、保険会社、保証会社等が想定されるが、労働者への速やかな弁済を保証するという要件を満たす限り、その主体は限定されない。ただし(中略)保証機関の財務状況等のほか、保証機関と資金移動業者の資本関係や経済的な相互依存関係等も含め、総合的に考慮の上、個別に審査し適否が判断されるものであることに留意されたい。(中略)保証機関は、指定資金移動業者の破綻時等には口座残高全額を労働者に弁済するため、(中略)①保証機関が金融機関との契約等により、一時的な資金需要に対応する手段を有していること、②必要となり得る保証額(原則として100 万円に指定資金移動業者口座として設定した最大口座数を乗じた額を想定)が調達可能額(金融機関からの融資及び保証機関における手元資金等)の範囲内であること等が必要である。また、指定資金移動業者口座の全てを保証対象とすべきことから、指定申請の際には、原則として上記の最大口座数(賃金支払が認められる口座数の上限)を条件として設定することとなる。また、保証機関は、労働者の口座情報の把握・更新や労働者への弁済を速やかに行うための人員等の確保等、労働者への弁済が適切かつ迅速に行える体制があることが必要である。

資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン (令和5年3月8日 厚生労働省労働基準局賃金課) (抜粋)

3 不正取引時の補償(規則第7条の2第1項第3号ハ)

労働者指定口座の資金が不正に出金等された際に損失を補償する仕組みを有していることが必要である。

4 口座残高を一定期間利用しない場合の債務(規則第7条の2第1項第3号ニ)

労働者指定口座の資金に係る債務について、特段の事情がない限り、当該口座に係る資金移動が最後にあった日から少なくとも10 年間は債務を履行することができるための措置を講じていることが必要である。

5 口座への資金移動(規則第7条の2第1項第3号ホ)

賃金の支払を含む労働者指定口座への資金移動を1円単位で行うことができる措置を講じる必要がある。

6 口座からの資金移動(規則第7条の2第1項第3号ヘ)

(1) 払出(現金化)方法

ATM等(中略)の利用や預貯金口座等への出金等の通貨による受取が可能となる手段を通じて、労働者指定口座の資金を1円単位で払出できるようにしていることが必要である。

(2) 払出手数料

少なくとも毎月1回(中略)は、労働者に手数料負担が生じることなく労働者指定口座から払出することができる必要がある。

7 報告体制(規則第7条の2第1項第3号ト)

指定資金移動業者は(中略)定期的に及び厚生労働省(中略)から報告を求められた都度、必要な事項を厚生労働省に報告できる体制を整備していることが必要である。また、(中略)保証機関においても同様に、必要な事項を厚生労働省に報告できる体制を整備していることが必要である。

8 技術的能力・社会的信用(規則第7条の2第1項第3号チ)

厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者が賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有するか否かについては、次に掲げる事項が総合的に考慮され、判断される。

①資金決済法令に基づき業務を適正かつ確実に行うことができる体制を有していること。

②賃金が確実に支払われるための措置として、例えば、賃金支払が開始される際に、資金移動業者が、労働者指定口座が存在することを確認する措置、当該口座が賃金支払を行う要件を満たしていることを確認する措置等を講じていること。

③個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証として「プライバシーマーク」又は「ISMS 認証」を取得していること。

④その他技術的能力・社会的信用に疑いを生じさせる事実がないこと。

参考資料③
資金移動業の規制等(1階部分)

資金移動業について①

- 資金移動業者とは、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に基づき、内閣総理大臣(財務局長に委任)の登録を受けて、銀行その他の金融機関以外の者で、為替取引を業として営む者。(2026年7月末時点:84事業者)
- 資金移動業は、第1種(送金上限なし)、第2種(送金上限額100万円/件)、第3種(送金上限額5万円/件)の種別に分けられており、各種別に応じた規制が課されている。

登録の要件

- ①株式会社又は外国資金移動業者(国内に営業所を有する外国会社に限る。)であること。
- ②外国資金移動業者にあつては、国内に代表者(国内に住所を有するものに限る。)がいること。
- ③資金移動業を適切かつ確実に遂行するための必要な**財産的基礎**があること。
※ 資本金や純資産額にかかると一律の基準は課せられていない。事業内容・方法に応じて必要となる財産的基礎を有するかを個別に審査。
- ④資金移動業を適切かつ確実に遂行する体制整備が行われていること。
- ⑤法令を遵守するために必要な体制整備が行われていること。
- ⑥他の資金移動業者が現に用いている商号と同一又は誤認されるおそれのある商号でないこと。
- ⑦過去5年以内に法令に規定する行政処分または法違反による罰金等の履歴がないこと。
- ⑧他に行う事業が公益に反していないこと。
- ⑨役員に法令に定める不適格者がいないこと。

事業者への主な規制

(1) 履行保証金の供託等(第2種の場合)

- 資金移動業者は、法令の定めに従って、基準期間における「要履行保証額」の最高額以上の額に相当する額の履行保証金の資産保全を行う必要。
※ 基準期間 = 1週間以内で資金移動業者が定める期間。
※ 要履行保証額 = 「各営業日における未達債務の額」+「還付手続きに関する費用の額」(1,000万円以下の場合は1,000万円)。
- 資産保全の方法は、供託、金融機関等との保全契約、信託会社との信託契約のいずれかの方法による。
- 履行保証金は、当該期間の末日から3営業日以内に資産保全が必要。

事業者への主な規制

(2) 情報の安全管理

- 個人利用者情報について、漏えい、滅失、毀損の防止や目的外利用をしないための措置等を講じる必要。

(3) 委託先に対する指導

- 業務を委託した場合は、委託先への指導、委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置等を講じる必要。

(4) 利用者の保護等に関する措置

- 利用者に対し、あらかじめ、書面交付等により、銀行等が行う為替取引との誤認防止のための説明を行う必要。
- 以下の区分に応じ、利用者との為替取引にかかる契約内容について情報提供する必要。
 - ① 為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結しない場合
→ 標準履行期間、手数料等、苦情・相談に対応場所 等
 - ② 為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合
→ ①の事項に加え、為替取引の額の上限、契約期間、中途解約時の取扱 等

(5) 犯罪収益移転防止法における取引時確認

- 資金移動業者は、犯罪収益移転防止法で規定する「特定事業者」として、特定取引(①10万円を超える送金、②為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結)を行うに際し、取引時確認や記録の作成・保存等を行う必要。

金融庁・財務局による監督等

- 帳簿書類の作成・保存(資金移動の取引記録、各営業日、基準日における未達債務、要履行保証額の額等)
- 財務局への報告書の提出<資金移動業に関する報告書(年1回)、未達債務の額等に関する報告書(年4回)>
- 報告徴収、立入検査
- 業務改善命令
- 業務停止命令、登録の取消し

資金移動業の利用状況等

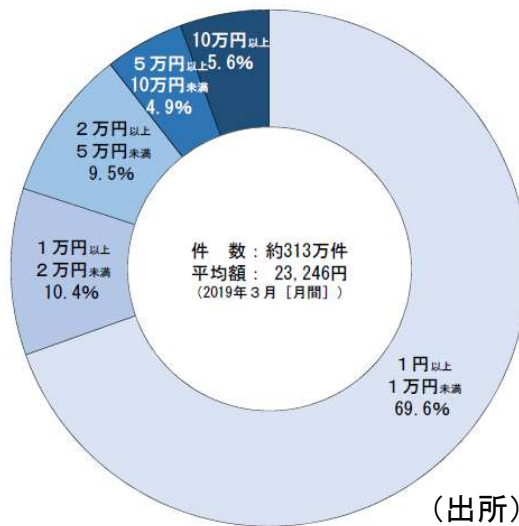
年間取扱額及び年間送金件数の推移

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
年間送金件数	963百万件	1,548百万件	2,341百万件	3,522百万件	4,669百万件
年間取扱額	39,955億円	54,678億円	75,756億円	106,145億円	141,874億円

(出所) 金融庁調べ

送金額及び利用者資金残高の分布

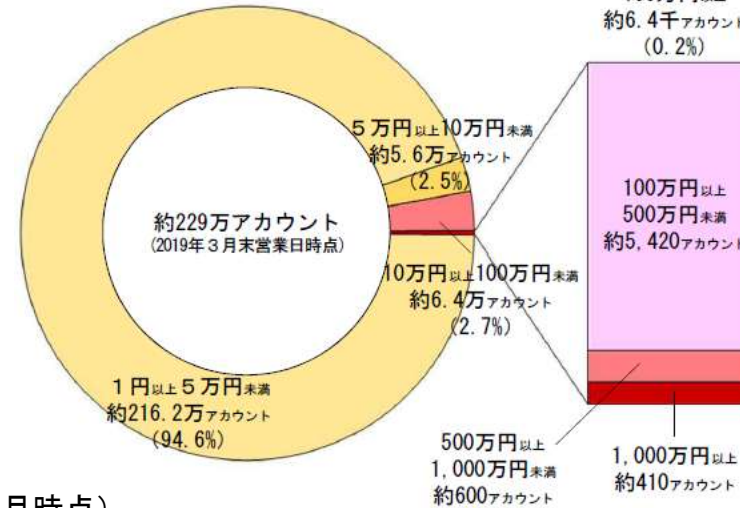
＜送金額の分布＞



(出所) 金融庁調べ(2019年3月時点)

(注) 金融庁からの係数提供依頼に応じた46事業者分のデータ

＜利用者資金残高の分布＞



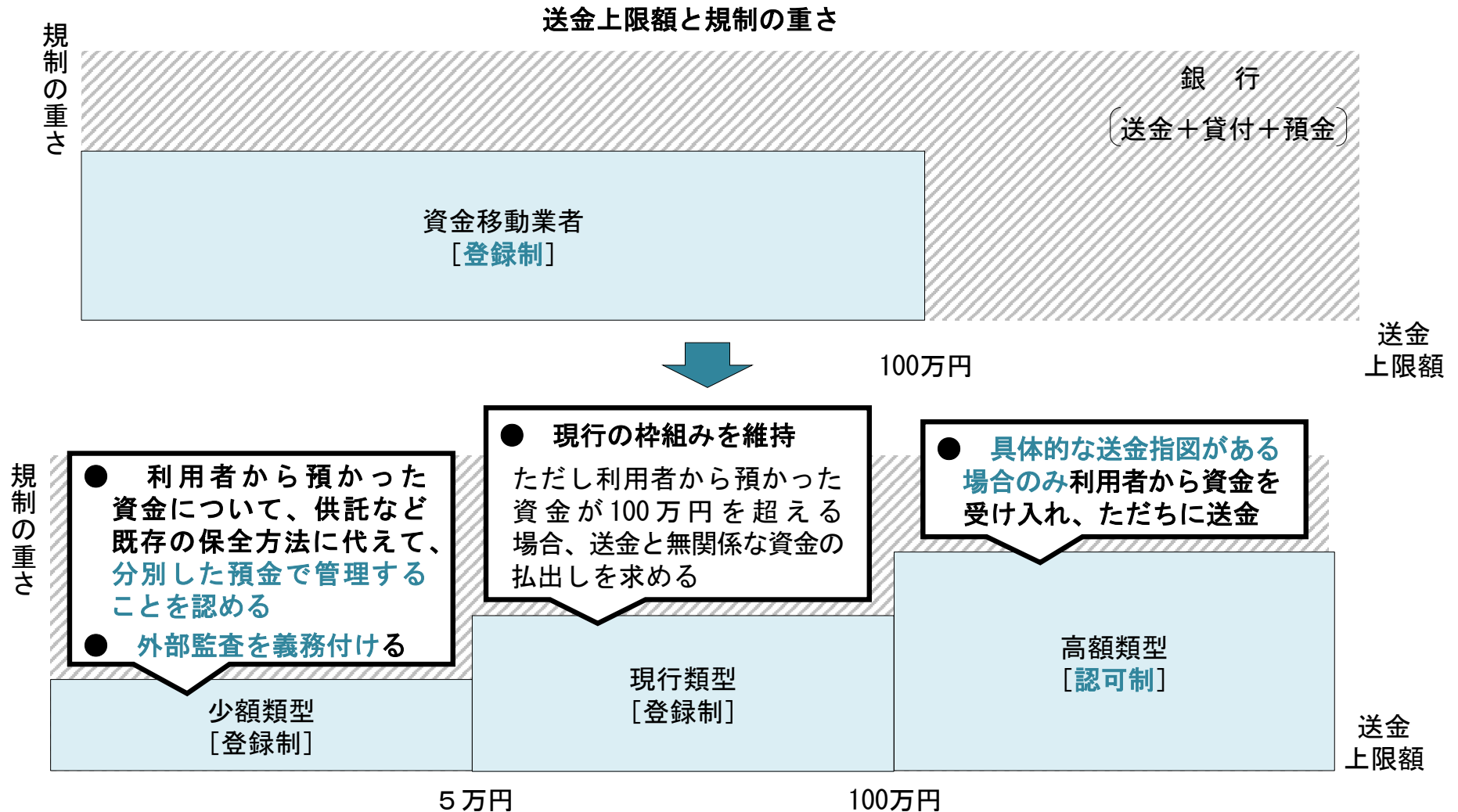
金融庁・財務局によるモニタリングの状況

- 資金決済法に基づき、財務局が検査を実施。2024事務年度は、5事業者に実施。
- 制度開始以降、資金移動業者に対する行政処分は、業務改善命令が4件、業務停止命令が2件、登録取消しが1件。これまで破たん事例なし。(2025年9月末時点)

(出所)「金融庁の1年(2024事務年度版)」、「行政処分事例集」

資金移動業：規制の柔構造化

- 資金移動業に類型を設け、送金額・リスクに応じた過不足のない規制を適用する。
- 具体的には、①高額送金を取扱可能な新しい類型（認可制）を創設するとともに、②少額送金を取り扱う類型について利用者資金の保全に係る規制を合理化する。



資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和7年6月13日公布）の概要

金融のデジタル化等の進展に対応し、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、暗号資産・電子決済手段（ステーブルコイン）関連の規制と資金移動業関連の規制を見直す。

暗号資産・電子決済手段関連

暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の導入

- 暗号資産の現物のみを取り扱う暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者が破綻した場合等に国内利用者への資産の返還を担保するため、暗号資産のデリバティブ等を取り扱う金融商品取引業者に対する規定と同様に、資産の国内保有命令を発出できるようにする。

信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）の裏付け資産の管理・運用の柔軟化

- 現在、全額を要求払預貯金のみで管理することを求めている特定信託受益権の裏付け資産について、国際的な動向を踏まえ、発行額の50%を上限に、元本を毀損しない形で、国債及び定期預金による運用を認める。

暗号資産等取引に係る仲介業の創設

- 暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者と暗号資産等の売買・交換を行いたい利用者を引き合わせる行為（媒介）のみを行う仲介業（登録制）を創設する。
 - ・ 利用者への説明義務や広告規制について、暗号資産交換業者等と同様の規制を設ける。
 - ・ 利用者の資産を預からないため、財務規制は設けない。

※マネー・ローンダリング規制は暗号資産交換業者等に義務付けられているため、仲介業者には課さない。

資金移動業関連

国境を跨ぐ収納代行への規制の適用

- 自身が関与しない取引の決済のために国際送金を行う収納代行業者について、利用者保護やマネー・ローンダリング等のリスクへの対応の観点から、資金移動業の規制を適用する。

（参考）2024年12月、金融安定理事会（FSB）が「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告」を公表。同勧告では、国際送金のリスクに対して統合的な規制・監督を求めている。

破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化

- 資金移動業者の破綻時等の利用者資金の早期返還のため、銀行等の保証機関や信託会社等による資産保全について、既存の供託を経由する返還手続に加え、新たに利用者に直接返還する方法を認める。

破綻した場合の資産保全に関する銀行、資金移動業者の比較

		銀行	資金移動業者(供託経由の返還の場合)
根拠		預金保険法	資金決済法
破綻した場合の資産保全	払戻し・ 還付額	● 銀行が破綻した場合、<u>預金保険制度により、一般預金等(利息のつく普通預金や定期預金等)については、1金融機関ごとに預金者1人あたり、元本1,000万円までと破綻日までの利息が保護される。</u>	● 資金移動業者は、法令の定めに従って、<u>基準期間(※1)における「要履行保証額(※2)」の最高額以上の額に相当する額の履行保証金の資産保全を、供託、金融機関等との保全契約、信託会社との信託契約のいずれかの方法で行う必要がある。</u> ※1 基準期間＝1週間以内で資金移動業者が定める期間。 ※2 要履行保証額＝「各営業日における未達債務の額」＋「還付手続きに関する費用の額」(1,000万円以下の場合は1,000万円)。 ● 履行保証金は、当該基準期間の末日から3営業日以内に資産保全が必要である。 ● 資金移動業者が破綻した場合、利用者は、財務局の還付手続きにより、供託等によって保全されている資産から金額の多寡にかかわらず弁済を受けることができるが、<u>例えば資金移動業者の取扱額が週ごとに大きく変動しているような場合には、事業者破綻時に供託額が必ずしも十分でない可能性がある。</u>
	払戻し・ 還付までの期間	● 準備が整い次第、<u>速やかに(※3)払い戻しが可能となるように対応。</u> ※3 預金保険制度で保護される預金等の払戻しに要する時間については、破綻金融機関の預金者データの整備状況によって異なるが、金融庁・預金保険機構のパンフレットのQ&Aでは、「例えば金曜日に破綻した場合、翌週月曜日から払い戻せるように努める」とされている。	● 十分な額が供託されている場合であっても、債権申出のための公示や配当表の確定等の手続きのため、<u>供託金の還付に半年程度が必要。</u>

資金決済法における要履行保証額の保全について

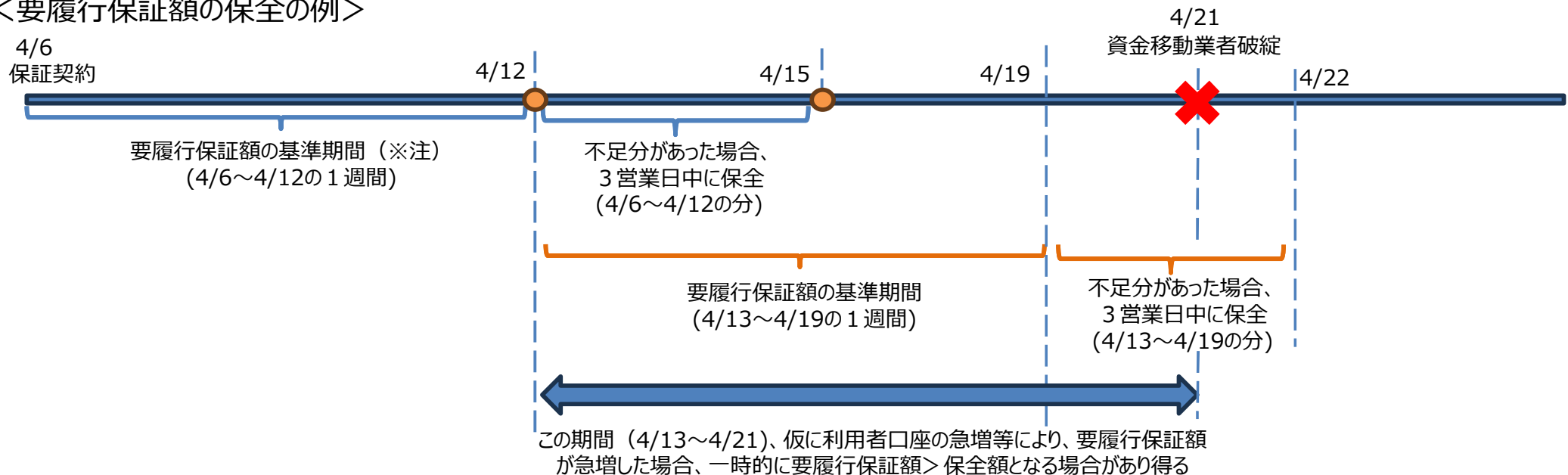
- 資金決済法では、基準期間(1週間以内)ごとに「要履行保証額(※)」の最高額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該基準期間の末日から3営業日以内に保全することとされている。(改正資金決済法でも同様)

(※)「各営業日における未達債務の額」+「還付手続きに関する費用の額」。

- 履行保証人適格者等による保全の方法として、例えば、実務上、事前に見込まれる全体の要履行保証額よりも一定程度高い保証額(信託額)を設定して契約(信託)しておき、その後、保全額が要履行保証額よりも不足する見込みが生じた場合に、追加の契約締結(追加信託)を行うといった対応が考えられる。この場合は、個々の利用者ごとに口座残高相当分を全額保証する契約でないことから、仮に、(1)利用者の口座数が急増する等により要履行保証額が短期間で急増し、かつ、(2)履行保証金の保全が実施される前(3営業日以内)に資金移動業者が破綻する、といった事態が生じた場合、一時的に保全額が要履行保証額を下回ることが理論上想定され得る(下図参照)。

- 賃金のデジタル払い制度においては、仮に資金移動業者が破綻した場合に労働者の口座残高を確実に弁済できるよう、保証機関が一時的な資金需要に対応する手段を有しており、必要となり得る保証額が調達可能額の範囲内であること等、破綻のタイミングに関わらず口座残高全額を保証する仕組みとなっているかを確認している。

<要履行保証額の保全の例>



(※注) 基準期間：要履行保証額の算定の基礎となる期間で、1週間以内で資金移動業者が定めることとされている。上図は基準期間が1週間の場合の例。